

事務連絡
令和2年8月20日

各社会福祉施設等設置者様

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
生きがい推進局子育て支援課長
障がい福祉課長
長寿介護課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、お知らせします。